

令和6年度化学物質管理強調月間における愛知労働局の取組

①化学物質管理スタートセミナー



化学物質管理に馴染みのない業種のみなさまを対象として、化学物質管理を進めるためのポイントについて解説いたします。

日時：令和7年2月13日（木）

午前10時から午前11時30分まで

場所：ウインクあいち 11階 会議室1101

名古屋市中村区名駅4-4-38

主催：愛知労働局

②化学物質適正管理セミナー

愛知県と名古屋市が主催するオンラインセミナーにおいて、近時の法令改正の概要や自律的な化学物質管理を行うためのポイントについて解説いたします。

視聴可能期間：令和6年11月22日（木）から
令和7年2月10日（月）まで

主 催：愛知県・名古屋市



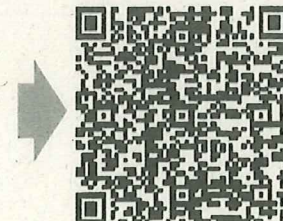
③アスベスト対策に関する講習会

愛知県が主催するオンラインセミナーにおいて、石綿による健康障害防止等について解説いたします。

視聴可能期間：令和7年2月3日（木）から令和7年3月14日（月）まで
主 催：愛知県

詳細事項については、愛知労働局ウェブサイト内の特設ページをご参照ください。

https://isite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/chemical_monthly_2024.html



令和6年度化学物質管理強調月間における各機関の取組
(愛知労働局以外)

主催者	取組の概要
厚生労働省	<p>化学物質管理強調月間特別イベント</p> <p>【概要】</p> <p>化学物質管理の知見が必ずしも十分でない第三次産業や中小零細事業場を中心に、新たな化学物質規制を広く浸透させるため、東京（令和7年2月7日）、大阪（同月20日）において次の取り組みを実施（詳細は厚労省HPで公表予定）。</p> <p>① 実務に役立つワークショップの開催</p> <ul style="list-style-type: none">・第三次産業（ビルメンテナンス・清掃業界及び外食産業等）での洗浄作業で使用される洗浄剤を例に、SDSを用いたリスクアセスメント（以下「RA」という。）の実施とその結果に基づくリスク低減措置について、実践的な講習を実施する。 <p>② 自律的管理に関するリスクコミュニケーションの開催</p> <ul style="list-style-type: none">・化学物質管理に関する有識者、業界関係者等を登壇者として、基調講演及び意見交換、事例紹介等を実施する。・特に次の事項について取組事例等も交えて理解の促進を図る。<ul style="list-style-type: none">ア) 化学物質の自律的管理の概要イ) 化学物質の危険性、有害性情報の入手する仕組みウ) RAの実施とその結果に基づくリスク低減措置の方法（保護具の着用等）エ) 業種別マニュアルに基づくRAの実施とリスク低減措置

主催者	取組の概要
中央労働災害防止協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページに化学物質管理強調月間特設サイトを設置 管理者や責任者等を対象とした研修・セミナー情報のほか、事業場に役立つ情報を発信する。 ○ 中小規模事業場安全衛生サポート事業（無料）を活用し、中小事業者の化学物質管理を支援する。 ○ 化学物質管理を組織的に進めるための研修の開催、専門家の派遣等。 ○ 個人ばく露測定など、職場における化学物質管理のあり方等に関する相談窓口の開設。 ○ 化学物質管理強調月間図書・用品の取扱い（令和7年1月6日～2月28日にキャンペーンを実施）、関連図書の発行、スローガン入りポスターやのぼり、化学物質関連表示ボード等を制作・提供。
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質管理セミナー <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：労働安全衛生法や化学物質排出把握管理促進法等について理解を促すこと ・対象：事業者 ・プログラム：後日、経済産業省のホームページに掲載予定（SDS制度を中心とした内容にする予定） <p>【時期】令和7年2月5日午後</p>

主催者	取組の概要
環境省	<p>○ アドバイザー制度利用促進キャンペーン</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質アドバイザー制度の利用促進キャンペーンを実施。 ・ 令和7年2月の派遣は、化学物質アドバイザーへ支払う旅費・謝金を環境省が負担 ※上限に達したため派遣費用負担は締め切りましたが、アドバイザー派遣は引き続き受け付けていますのでぜひご利用ください。 <p>【対象期間】 令和7年2月1日～28日（1か月間）</p> <p>【詳細】</p> <p>https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/irai/tetuduki.html</p> <p>【パンフレット】</p> <p>https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/book/advisorbook_202404_A4.pdf</p> <p>○ 第21回「化学物質と環境に関する政策対話」</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた提言を目指し、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す。会場での一般傍聴やオンライン傍聴が可能。 <p>【実施時期】 令和7年2月7日</p> <p>【詳細】 ※1月中下旬に以下のサイトで傍聴登録等の詳細を案内。</p> <p>https://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/</p>

令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上（がん等の遅発性疾病を除く。）の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

2. 期間

2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

(エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(カ) 雑誌等を通じた広報

(キ) 事業者の実施事項についての指導援助

(ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ケ) (ア)～(ク)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全デー

タシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認

b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施

c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施

d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認

f 特殊健康診断等による健康管理の徹底

g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 化学物質管理者の選任状況の確認

(オ) 日常の化学物質管理の総点検

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

(キ) スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場

・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント

・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

(ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

オンライン（無料※）

化学物質適正管理セミナーのご案内

事業者による化学物質の適正な管理を一層促進するため、愛知県と名古屋市は、化学物質を取り扱う事業者の皆様を対象に化学物質に関するセミナーをオンラインで配信します。

- 公開期間 2024年11月22日（金）午前10時30分から
2025年 2月10日（月）午後5時まで

今年度は公開期間を
さらに延長しました

プログラム

- ◆災害等に備えた化学物質管理とリスクコミュニケーション（51分）
環境省事業 化学物質アドバイザー 寺沢 弘子 氏
- ◆新たな化学物質管理について（前編：37分、後編：56分）
厚生労働省 愛知労働局 労働基準部 健康課
労働基準監督官 伊勢谷 涼太 氏
- ◆PRTTR届出及び条例に基づく届出（取扱量等）の留意点について（37分）
愛知県 環境局 環境政策部 環境活動推進課
- ◆愛知県内における水質事故の概要及び未然防止について（34分）
愛知県 環境局 環境政策部 水大気環境課

●申込方法

インターネットにより、以下のあいち電子申請届出システムからお申込みください。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=107232

申込みいただいた方には、申込完了時にメールにて視聴方法を案内します。

申込期限は2025年2月10日（月）正午まで



●問合せ先

愛知県 環境局 環境政策部 環境活動推進課 環境影響・リスク対策グループ TEL 052-954-6212

名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課 有害化学物質対策担当 TEL 052-972-2677

主催 愛知県、名古屋市

後援 経済産業省中部経済産業局、環境省中部地方環境事務所、

愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、

環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）

※インターネット使用料及び通信費については自己負担となります。

日時 / 場所

R7.2.13 木

午前 10:00 ~ 11:30

ウインクあいち11階
会議室 1101
(名古屋市中村区
名駅4丁目4-38)

化学物質管理にあまり馴染みのない業種のみなさまへ

え?!

なんでウチが
化学物質管理?



化学物質管理 スタートセミナー

化学物質管理は製造業などの工業的な業種だけのものではありません。

一見、化学物質とは縁遠いと考えられている非工業的な業種（特に接客娯楽業）においても、実は化学物質に起因する労働災害が多く発生しています。

また、令和6年4月の法令改正によって、職場で管理すべき化学物質の種類が大幅に拡大され、今後も更に多くの物質が規制の対象となることとなっています。

本セミナーでは、化学物質管理に馴染みの薄い業種のみなさまを対象に、化学物質管理を進めるためのポイントについて解説いたします。

右の二次元コードからお申込みください

定員

80名限定

申込期限

令和7年2月6日(木)まで

お問い合わせ

愛知労働局労働基準部健康課 (TEL052-972-0256)

